

## 一般事業主行動計画

1. 社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい社内環境の整備を行うため、次のように規程制定、制度導入を既に実施しており、今後も引き続き継続する。
  
2. 既に実施し、今後も引き続き継続する規程制定および制度導入
  - ①実施内容：産前産後休暇や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行った。今後も引き続き継続する。

規程、導入、届出：

- 平成 23 年 10 月 1 日 育児及び介護休業等規程制定、制度導入。  
(育児休業、給与等の取扱い、社会保険・住民税の取扱い及び育児休業後の取扱いを定めた)
- 平成 23 年 10 月 26 日 従業員代表意見書取得。
- 平成 23 年 10 月 27 日 三田労働基準監督署長宛届出、同日受理。

- ②実施内容：小学校 3 年生修了までの子を持つ労働者の短時間勤務制度を導入した。  
今後も引き続き継続する。

規程、導入、届出：

- 平成 23 年 10 月 1 日 育児及び介護休業等規程制定、制度導入。  
(育児及び介護のための短時間勤務を定めた)
- 平成 23 年 10 月 26 日 従業員代表意見書取得。
- 平成 23 年 10 月 27 日 三田労働基準監督署長宛届出、同日受理。

### 3. 取得実績及び実施計画

- ①育児休業取得実績（延べ人数）

27 人。

- ②実施計画

計画期間：平成 28 年 5 月 2 日～平成 37 年 3 月 31 日までの 9 年間  
内 容：今後も発生の都度、遅滞なく対応して行く。

以 上